

小規模多機能型居宅介護事業所「ぬくもり」利用料

利用料(介護保険自己負担額)

月定額料金

介護度	自己負担額
要支援 1	3, 4 0 3 円
要支援 2	6, 8 7 7 円
要介護 1	1 0, 3 2 0 円
要介護 2	1 5, 1 6 7 円
要介護 3	2 2, 0 6 2 円
要介護 4	2 4, 3 5 0 円
要介護 5	2 6, 8 4 9 円

加算		単位/日	算定要件
初期加算		30	登録した日から起算して 30 日以内の期間。
加算		単位/月	算定要件
訪問体制強化加算		1000	① 訪問サービスを担当する常勤の従事者を 2 名以上配置していること。 ② 訪問サービスの算定月における提供回数について、延べ訪問回数が 1 月あたり 2 0 0 回以上であること。
総合マネジメント体制強化加算		1000	日々変化し得る利用者の状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供するため、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意志疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組むなどの積極的な体制整備について評価。
認知症加算	(Ⅰ)	800	日常生活に支障を来たすおそれのある症状・行動が認められる事から介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)
	(Ⅱ)	500	要介護 2 に該当し、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅱ)
看護職員配置加算	(Ⅰ)	900	常勤かつ専従の看護師を 1 名以上配置している場合。
	(Ⅱ)	700	常勤かつ専従の准看護師を 1 名以上配置している場合。

サービス提供体制 強化加算	①500 ②③350	研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 40%以上配置されていること。 (看護師及び准看護師を除く常勤換算) ② 常勤職員が 60%以上配置されていること。(全職員中) ③ 3年以上の勤続年数のあるものが30%以上配置されていること。(全職員中)
I 介護職員 処遇改善加算(I)	[介護報酬総 単位数(基本サ ービス費＋各 種加算減算)× サービス別加 算率(7.6%)] (1単位未満四 捨五入)×1 単 位の単価	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員の賃金(退職手当を除く)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ② 当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施機関及び実施方法その他の介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ④ 当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 ⑤ 算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法(昭和 22 年法律第 50 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 116 号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)第 10 条第 2 項に規定する労働保険料をいう。)の納付が適正に行われていること。 ⑦ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること 1 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 2、1 の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること、 3 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 4. 3 について、全ての介護職員に周知していること。 ⑧ 平成 27 年 4 月から 2 の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

2015/4/1

注) 現在、上記の看護職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)は、算定要件を満たさないため算定されませんが、今後算定要件を満たし次第算定されます。

その他の利用料（1回あたり）

食費	1日 1,500円	朝400円
		昼600円(おやつ代含む)
		夕500円
宿泊費	1泊 1,500円	
その他	おむつ代、日用品費、レクリエーション費等実費	